

桜井市地域福祉活動計画

まほろばプラン

令和元年度～令和4年度



概要版



社会福祉法人
桜井市社会福祉協議会

1 計画の策定にあたって

》 地域福祉とは？！

「地域福祉」は、地域に住むすべての人を対象とします。
高齢者や障害のある方、子どもを含め、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに、安心して生活を送るために、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政など、あらゆる機関が主体性をもって、協働し支えあい、助けあうという『共に生きる社会』をつくっていくことです。



》 地域福祉活動計画とは？！

社会福祉協議会が呼びかけて、市民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する**地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画**です。
本計画の計画期間は、2019年度から2022年度までの4か年となります。
桜井市が策定した「桜井市地域福祉計画」の内容をもとに、福祉課題の解決を目指して、何が地域の課題で、それに対してどのような取り組みが必要かをともに考え、**誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた活動を考える計画**です。

》 基本理念

今後の地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を基本として、地域住民の中でひとりでは解決できない福祉課題を地域全体で解決に向けて取り組むことが重要です。
地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、市民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができるよう、桜井市地域福祉計画の基本理念である『**まちなかをほのぼのとしたロマンの桜井 ばしょづくり**』を踏襲します。



基本理念 **ま**ちなかを **ほ**のぼのとした **ロ**マンの桜井 **ば**しょづくり

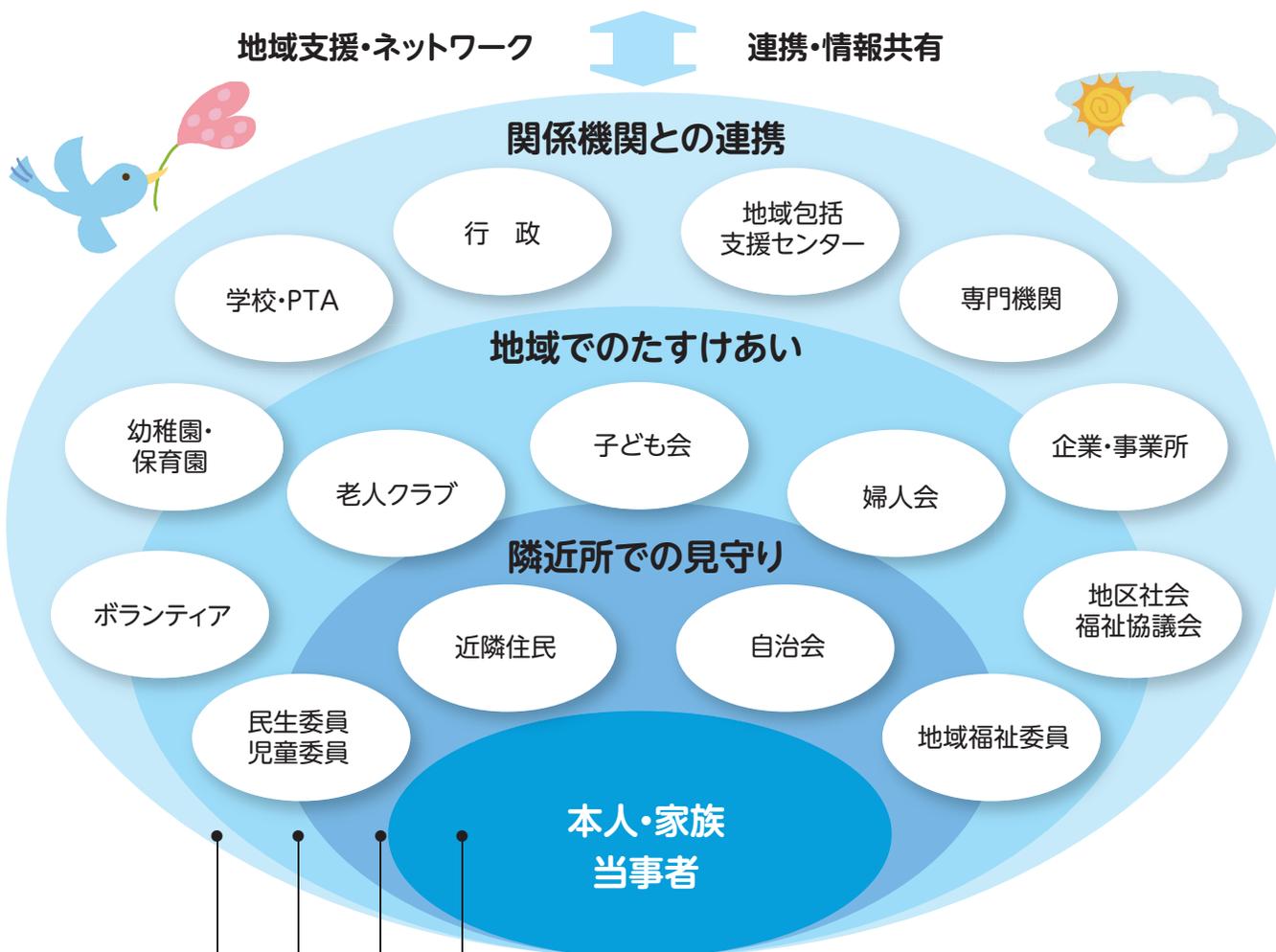


計画の推進にあたっては、地域の住民や団体、ボランティア、NPO、事業者、行政など、あらゆる機関との連携・協働をさらに深め、地域福祉の推進を行います。

桜井市社会福祉協議会

地域支援・ネットワーク

連携・情報共有



自助 豊かな生活を送るための基礎となるものです。健康に気を付けたり、積極的に人とのつながりをもつなど、住民一人ひとりが行います。

互助 隣近所の方々同士が、ともに支えあい助けあい、お互いを気遣い合うなど、近隣の方々と協力し合います。

共助 それぞれの地域の中でお互いに理解し、地域住民が協働して、さまざまな市民活動やボランティア活動などを実践します。

公助 法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなど。家族や地域で解決できない課題に対しては、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題の解決を図ります。



2 地域福祉をめぐる課題



（1）福祉意識の向上

地域の支え合いを推進していくためには、子どもから高齢者までが参加できる取り組みや、福祉活動に対する意識や理解が重要です。

市民一人ひとりが地域の一人としての意識を持つとともに、地域活動への参加を促していくため、各種活動に関する周知や広報等をしていく必要があります。

近所との付き合いの程度



「顔が合えばあいさつ程度はする」が4割と多く、日頃からの助けあいは1割程度

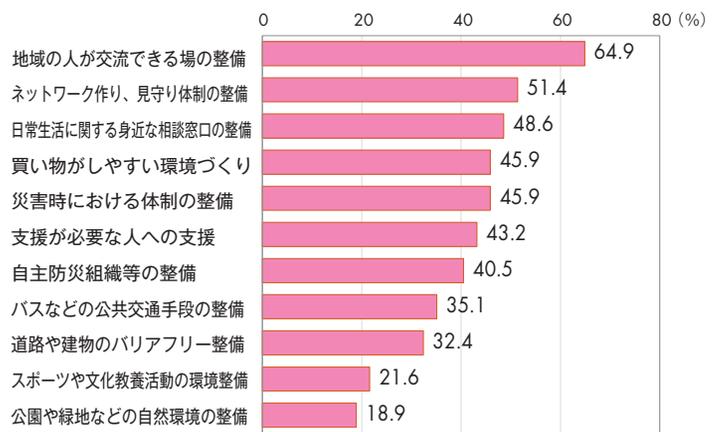
（2）地域生活の継続

高齢者のみの世帯や障害のある人の世帯など、何らかの支援がないと地域生活を維持することが難しい場合があります。

在宅での生活を支えるための各種支援・サービスの充実とともに、地域での見守りや声かけなど、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、助け合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

緊急時・災害時の対策としての見守りやネットワーク、市民同士の交流が必要だと感じている方が多い。

住み慣れた地域で過ごしていくために



（3）住民や地域が抱える課題の多様化・複雑化への対応

高齢者や障害のある人、子ども等の分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が多様化・複雑化しているケースや各種制度の狭間にあるケースなどもあり、支援が必要な人を、必要な支援に確実につなげていく必要があります。



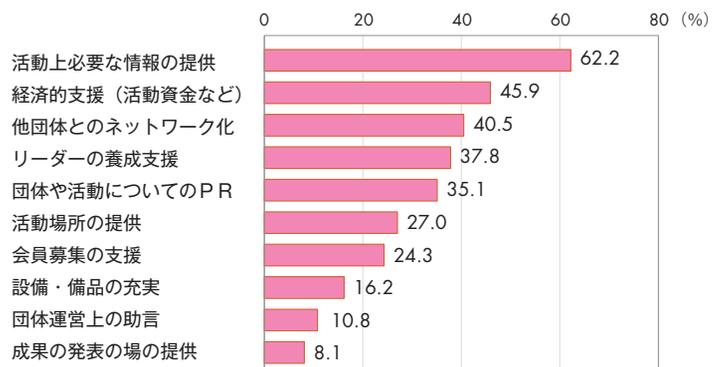
（4）情報共有・情報提供

各種地域福祉団体の活動はそれぞれが実施しているものの、横のつながりが少ない状況もみられることから、各種活動団体が連携できる体制づくりが求められます。

必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法について検討していく必要があります。

情報提供や他団体との連携づくり・ネットワークの形成を望む団体が多数。

今後の活動を継続していくために



3 計画の取り組み



基本目標1 地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり

福祉を大切にする意識や、支えあいの意識を育てることが大切です。学校、地域、関係団体と連携した福祉教育を推進するとともに、NPOやボランティア活動、身近な地域での福祉活動への参画を図ります。



基本目標2 安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり

支援を必要とする人が安心してサービスを受けることができるよう、福祉サービスの充実と質の向上を図ります。また、気軽に相談できる総合的な相談支援体制づくりを進めるとともに、必要な情報が容易に入手できる環境づくりに努めます。



基本目標3 安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり

地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるよう、犯罪防止を促進するとともに、災害の備えなどの取り組みを促進します。また、市民主体の見守り・支え合い活動を進めるとともに、関係機関と連携し緊急時に対応できる体制づくりを進めます。



まちなかを
ほのぼのとした
ロマンの桜井
ぼけじゅいへの

基本目標1 地域の中で お互いの暮らしを支えあう まちづくり

- (1) 地域住民活動の推進
- (2) 支え合いと交流の推進
- (3) 福祉教育の推進と人材育成

重点項目

- ・見守り体制の充実
- ・居場所づくりの充実



基本目標2 安心して サービスを受けることができる 仕組みづくり

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 権利擁護の推進

重点項目

- ・相談支援体制の充実
- ・法人後見事業に向けての検討

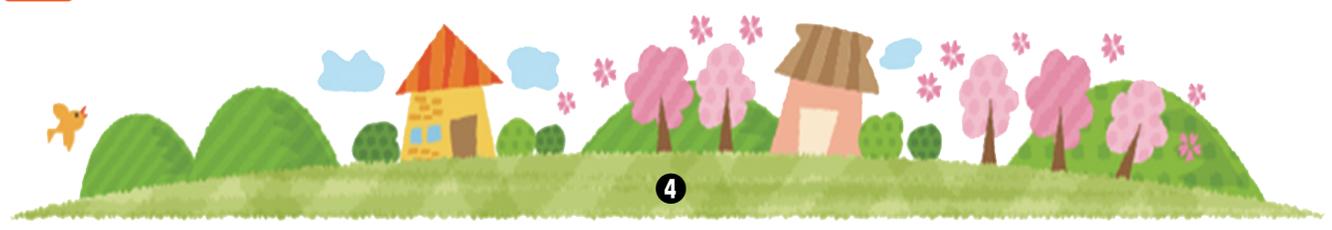


基本目標3 安心・安全に 過ごすことができる 地域づくり

- (1) 快適な生活環境の創造
- (2) 防災・防犯対策の推進

重点項目

- ・移動手段の充実
- ・災害ボランティア受援体制に向けた整備



基本目標1 地域の中で お互いの暮らしを支え合う まちづくり

重点項目

- ・見守り体制の充実
- ・居場所づくりの充実

住民間のつながりを育むためには、日頃から、地域の抱える問題・課題に対して地域住民が関心を持つ必要があります。また、その課題解決に向けて、地域住民がみんなで参加して考えることができる地域づくりを進めていく必要があります。日頃から互いに支え合い、問題・課題の共有ができる場や機会の創出として、見守り体制、居場所づくりの充実を重点的に進めていきます。



》 (1) 地域住民活動の推進

一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域の中でそれぞれができることを実践しながら、福祉活動を高めます。また、福祉について学び、理解を深めて行動するきっかけづくりを進めます。

- 小地域福祉ネットワーク活動・地区社会福祉協議会活動の推進
- 地域福祉活動のコーディネート ●地域福祉委員の活動の普及・啓発
- ボランティア活動に関するコーディネートと人材発掘
- 市ボランティア連絡協議会との連携
- 共同募金運動の推進 ●善意銀行事業



》 (2) 支え合いと交流の推進

子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、同じ地域に住む人同士が、偏見や差別なくお互いに助け合いながら安心して生活するため、支え合う意識を高めていきます。

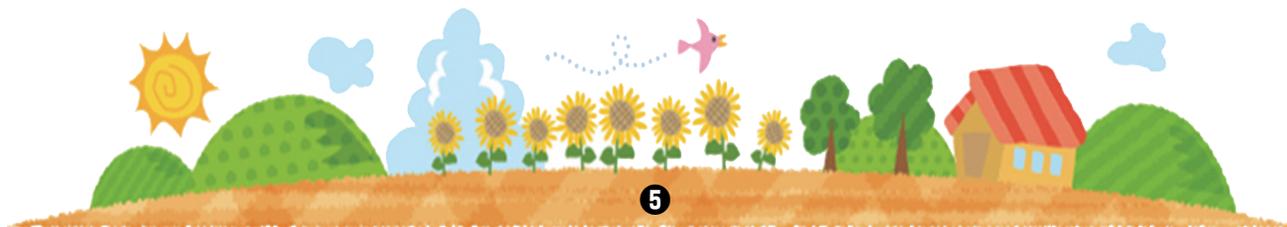
- 交流・居場所づくりの推進 ●身近な活動場所の発掘
- 見守り活動の推進・啓発



》 (3) 福祉教育の推進と人材育成

地域のなかで「ともに生きる力」を育むために、学校を含めたさまざまな場面であらゆる世代に対し、多様な取り組みを実践します。

- 福祉教育の推進・充実
- ボランティアの育成と人材確保
- 福祉活動を担うリーダーの発掘と育成



基本目標2 安心してサービスを受けることができる 仕組みづくり

重点項目

- ・相談支援体制の充実
- ・法人後見事業に向けての検討

地域住民が介護や支援が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域において生活を継続できるように環境づくりに向けて、支援の必要な人が適切な支援が受けられるよう、相談支援体制の充実を重点的に図っていきます。また、判断が困難になった場合でも地域で安心して暮らしていくことができるよう、「法人後見事業」の実施に向けても検討していきます。



（1）情報提供の充実

「社協だより」やホームページなどを通じて福祉に関する情報提供を行い、引き続き、誰にとってもわかりやすく使いやすい情報提供を行います。

- 情報の収集・提供
- 社協のホームページの充実
- 社協だよりの発行



（2）相談支援体制の充実

各相談窓口と連携を図り、市民一人ひとりに浸透するよう、周知を図ります。また、複雑化・高度化する相談内容に対応するため、専門的な相談に対応できる人材の育成に努めます。

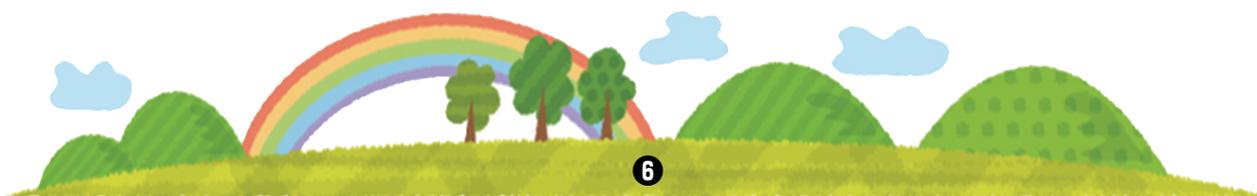
- 総合相談窓口の充実
- 関係機関との連携強化
- 市心配ごと相談所の運営
- 生活福祉資金貸付事業
- 自立相談支援事業
- 家計改善支援事業
- 相談支援事業



（3）福祉サービスの充実

隣近所の声かけや見守り活動などが積極的に実施できるような地域づくりを推進します。また、一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するため、行政ではできないサービスを展開していきます。

- 市民のニーズの把握
- 介護保険サービス事業（居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業）
- 障害福祉サービス事業（障害者介護事業、生活介護事業及び日中一時支援、相談支援事業）
- 児童発達支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 物品の貸出し
- 市総合福祉センター（竜吟荘）の充実



》 (4) 権利擁護の推進

認知症や障害のある人を虐待やセルフネグレクト、消費者被害などから守る権利擁護の取り組みについて、地域で一体的に推進していきます。

また、福祉サービスの利用者やその家族へ制度の周知や利用促進を進めます。

- 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)
- 法人後見事業【新規】



基本目標3 安心・安全に過ごすことができる地域づくり

重点項目

- ・ 移動手段の充実
- ・ 災害ボランティア受援体制に向けた整備

高齢者や障害のある人、子育て中の人も含め、すべての住民が住み慣れた地域で今後も安心・安全に暮らすことができるよう、日頃からの移動手段の確保に向けた対策を充実していくとともに、災害発生時にもスムーズな対応ができるよう、災害ボランティア受援体制に向けた整備について重点的に進めていきます。



》 (1) 快適な生活環境の創造

公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、「桜井市バリアフリー構想」に基づいた取り組みを進めます。また、公共交通については「桜井市地域公共交通総合連携計画」に基づいた取り組みを進めます。

- 高齢者・障害のある人・子育て世代の社会参加の促進
- 快適な利用・移動を促す施設サービスの充実
- 移送サービスの充実【新規】



》 (2) 防災・防犯対策の推進

地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からの防災・防犯対策にむけた「地域力」の強化を図ります。

- 災害ボランティアセンターの整備
- 災害ボランティア受援体制に向けた整備【新規】



編集：社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会

〒633-0062 桜井市栗殿1000番地の1 (桜井市保健福祉センター陽だまり内)

TEL:0744-42-2724 FAX:0744-46-5052